

習志野市下水道事業経営戦略

令和2年度～令和11年度

令和2年3月

習志野市企業局

【 目 次 】

1. 経営戦略について	
(1) 策定の趣旨	3
(2) 計画の位置付け	4
(3) 計画期間	5
(4) 基本理念	6
2. 事業概要	
(1) 下水道事業の沿革	7
(2) 事業の概要	8
(3) 処理区域	9
(Ⅰ) 公共下水道の概要	
① 津田沼処理区	
a) 津田沼浄化センター	
b) 袖ヶ浦污水中継ポンプ場	
c) 秋津污水中継ポンプ場	
② 印旛処理区	
③ 高瀬処理区	
(Ⅱ) 流域下水道の概要	
(4) 組織体制	15
(5) 現在の経営状況	16
(6) 経営比較分析表を活用した現状分析	17
(7) 使用料体系	21
3. 将来の経営環境	
(1) 人口推計と処理区域内人口の推計	22
(2) 有収水量と使用料収入の推計	23
(3) 収支計画	24
(4) 建設投資計画	25
(5) 建設投資財源計画	27
(6) 将来の経営環境の見通し	30
4. 計画期間における「取組方針」	
	31

5. 計画期間における主要施策	
取組方針① 下水道整備の推進	
a) 汚水整備の拡充	33
b) 雨水整備の拡充	34
c) 水洗普及の促進	34
取組方針② 持続可能な健全経営	
a) 下水道使用料の検証・検討	35
b) 投資の合理化	35
c) 効率的な組織体制の整備	36
d) 民間資金・ノウハウの活用	37
e) 健全経営の確保	37
取組方針③ 下水道施設の機能維持	
a) 施設の老朽化対策	38
b) 施設の耐震対策	38
c) 水質規制の指導・監督	39
d) 災害時対応の強化、関係機関との相互協力	39
取組方針④ お客様サービスの向上	
a) 下水道の情報発信と見える化	40
b) 広報紙の発行・インターネットの活用	40
c) 料金支払サービスの向上	41
d) 高齢者へのサービス向上	41
6. 将来に向けた検討事項	
a) 組織・定員・建設投資などの検討	42
b) 新庁舎建設の検討	42
c) 広域化・共同化の検討	42
7. 経営戦略の事後検証、改定などに関する事項	43
8. 用語解説	44

1. 経営戦略について

(1) 策定の趣旨

本市の下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質保全、豪雨による浸水被害の軽減を目的として昭和41年の袖ヶ浦団地建設に伴う公共施設の整備をきっかけに事業を着手しました。平成30年度末現在には、下水道処理人口普及率は95.1%となり、普及率向上のための建設事業は終盤を迎え、今後は、維持管理や改築・更新に重点を置いた経営の時代に入ろうとしています。

本市の公共下水道事業は、平成30年度までは地方公営企業法を適用せず会計処理を官庁会計方式で行ってきましたが、効率的な事業運営を実施するため平成31年4月1日に地方公営企業法を適用し、令和元年度からは会計処理を公営企業会計方式で行うこととしました。

公営企業として下水道事業を持続させていくには、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。

そのような中、将来にわたり安定的に事業を継続し、公共の福祉の増進に寄与し続けていくために、中長期的な観点から経営の健全化を実現するための経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱として「習志野市下水道事業経営戦略」を策定しました。

(2) 計画の位置付け

習志野市の計画体系は、まちづくりの基本理念である「文教住宅都市憲章」を頂点として、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

現在の基本構想は、平成26(2014)年度から令和7(2025)年度までの12年間を計画期間とし、前期基本計画は平成26(2014)年度から令和元(2019)年度、後期基本計画は令和2(2020)年度から令和7(2025)年度の各6年間を計画期間としています。また、社会経済情勢の変化や住民ニーズに柔軟に対応するため、前期、後期のそれぞれ3年間ごとに実施計画を策定しています。

令和2年度から始まる後期基本計画において下水道事業は、

『第2章 安全・安心「快適なまち」

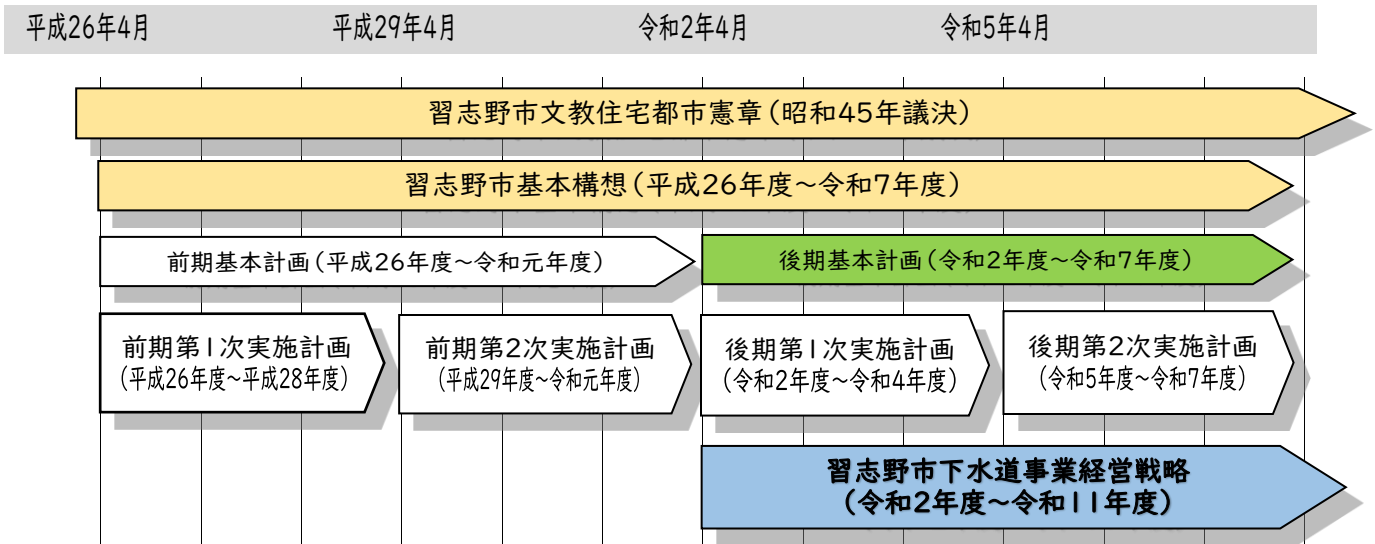
第2節 暮らしを支える都市基盤の整備

第4項 ガス・水道・下水道事業の充実』

に位置付けられ、6年後(令和7年度)の姿として、「公共下水道の経営基盤の強化を図り、安全・安心で持続可能な下水道経営」を目指すこととしています。

「習志野市下水道事業経営戦略」は、習志野市下水道事業が地方公営企業法の全部適用を受けてから初めての経営計画であり、下水道事業の最上位計画となるものです。

本市計画の実施期間



(3) 計画期間

令和2年度から令和11年度まで

計画期間は、中長期的な視点で経営基盤の強化などに取り組むことができるよう、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

計画等	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11以降	
習志野市基本構想 (平成26年度～令和7年度)	→							→				
習志野市後期基本計画 (令和2年度～令和7年度)		→						→				
習志野市下水道事業経営戦略 (令和2年度～令和11年度)		→										
習志野市下水道基本計画 (昭和40年度～令和6年度)	→						→					
習志野市公共下水道事業計画 (昭和41年度～令和6年度)	→						→					
習志野市社会資本総合整備計画 (平成28年度～令和6年度)	→						→					
習志野市污水处理施設整備計画 (アクションプラン) (平成26年度～令和5年度)	→					→						
習志野市公共下水道 下水道総合地震対策計画 (平成27年度～令和6年度)	→						→					
習志野市公共下水道 ストックマネジメント実施計画 (平成30年度～令和4年度)	→				→							

→ 現計画 → 将来計画

(4) 基本理念

今後の人口減少などに伴う有収水量の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、本市のガス事業・水道事業・下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中において、将来にわたり市民生活に必要なサービスを安定的に提供していくためには、経営戦略の策定や抜本的な改革などの取り組みを通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてより的確に取り組むため、経営指標や経営比較分析表の活用による「見える化」を推進することが求められています。

本市では、ガス事業・水道事業・下水道事業において、それぞれの経営戦略を策定し、市民生活や経済活動に欠くことのできないインフラストラクチャーとして重要な3事業が、将来にわたり持続可能な健全経営を実現するための基本理念として、共通の将来の理想像を次のとおり定めました。

～ 基本理念 ～

ガス事業・水道事業・下水道事業を通じて
このまちの生活を守り
「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」
の実現に取り組みます

2. 事業概要

(1) 下水道事業の沿革

年 度	沿 革
昭和40年度	・習志野市公共下水道基本計画の策定
昭和41年度	・習志野市公共下水道事業認可(津田沼処理区)
昭和42年度	・津田沼処理区の供用開始(袖ヶ浦終末処理場竣工) ・下水道使用料改定
昭和52年度	・下水道使用料改定
昭和55年度	・津田沼浄化センターの建設着手
昭和59年度	・津田沼浄化センター供用開始 ・下水道使用料改定
昭和60年度	・秋津汚水中継ポンプ場供用開始
昭和62年度	・習志野市公共下水道事業認可(印旛処理区)
昭和63年度	・菊田川水系の浸水対策整備に着手 ・下水道使用料改定
平成元年度	・印旛処理区の供用開始
平成3年度	・習志野市公共下水道事業認可(高瀬処理区)
平成4年度	・浜田川雨水幹線竣工
平成5年度	・鷺沼台4丁目調整池竣工 ・下水道使用料改定(平均改定率15.7%)
平成8年度	・菊田川水系の浸水対策整備の完了 ・下水道使用料改定(平均改定率8.2%)
平成11年度	・袖ヶ浦汚水中継ポンプ場竣工(袖ヶ浦終末処理場廃止) ・東習志野雨水幹線竣工 ・高瀬処理区の供用開始
平成13年度	・下水道使用料改定(平均改定率19.5%)
平成16年度	・下水道使用料改定(平均改定率9.2%)
平成20年度	・下水道使用料改定(平均改定率6.6%)
平成23年度	・下水道使用料改定(平均改定率6.5%)
平成24年度	・津田沼浄化センター3系水処理の高度処理施設供用開始
平成26年度	・下水道使用料改定(平均改定率6.5%)
平成29年度	・谷津地域国道14号以南の内水対策施設の竣工
令和元年度	・会計方式を官庁会計から公営企業会計に変更し、習志野市企業局に組織統合。 ・下水道使用料改定(平均改定率4.2%)
令和2年度	・習志野市下水道事業経営戦略(令和2年度～令和11年度)取組開始

(2) 事業の概要

本市の公共下水道は、昭和40年度に下水道基本計画を策定し、下水道の整備を進めてきたところであり、平成30年度末時点における下水道による処理人口普及率は95.1%、下水道整備率は汚水79.1%、雨水56.2%まで進捗し、現有の下水道施設は管路施設約500km、終末処理場1か所（津田沼浄化センター）、ポンプ場2か所（秋津汚水中継ポンプ場、袖ヶ浦汚水中継ポンプ場）となっています。

管路施設においては、標準耐用年数50年を超過している施設割合が約6%であり、今後20年で50%以上が標準耐用年数を超過する状況です。津田沼浄化センターなどにおいても、日常点検や定期点検、長寿命化対策などを適宜実施してきていますが、長期使用の結果、消耗、腐食による劣化、老朽化、陳腐化が進行しています。

処理区概要

(平成31年4月1日現在)

処理区	津田沼	印旛	高瀬
位置	市中央部	市東部	市西部
種類	単独公共下水道	流域関連公共下水道 (印旛沼流域下水道)	単独関連公共下水道 (船橋市高瀬処理区)
着手時期	昭和41年	昭和63年1月	平成4年3月
地区名	谷津、奏の杜、谷津町、津田沼、藤崎、鷺沼、鷺沼台、泉町、本大久保、花咲、袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園	大久保、本大久保、泉町、花咲、屋敷、実籾、実籾本郷、新栄、東習志野	谷津、奏の杜
終末処理場名	津田沼浄化センター	花見川第二終末処理場 (千葉県)	高瀬下水処理場 (船橋市)
全体計画面積	1,261.2ha	686.0ha	88.3ha
事業計画面積	1,036.8ha	640.8ha	88.3ha

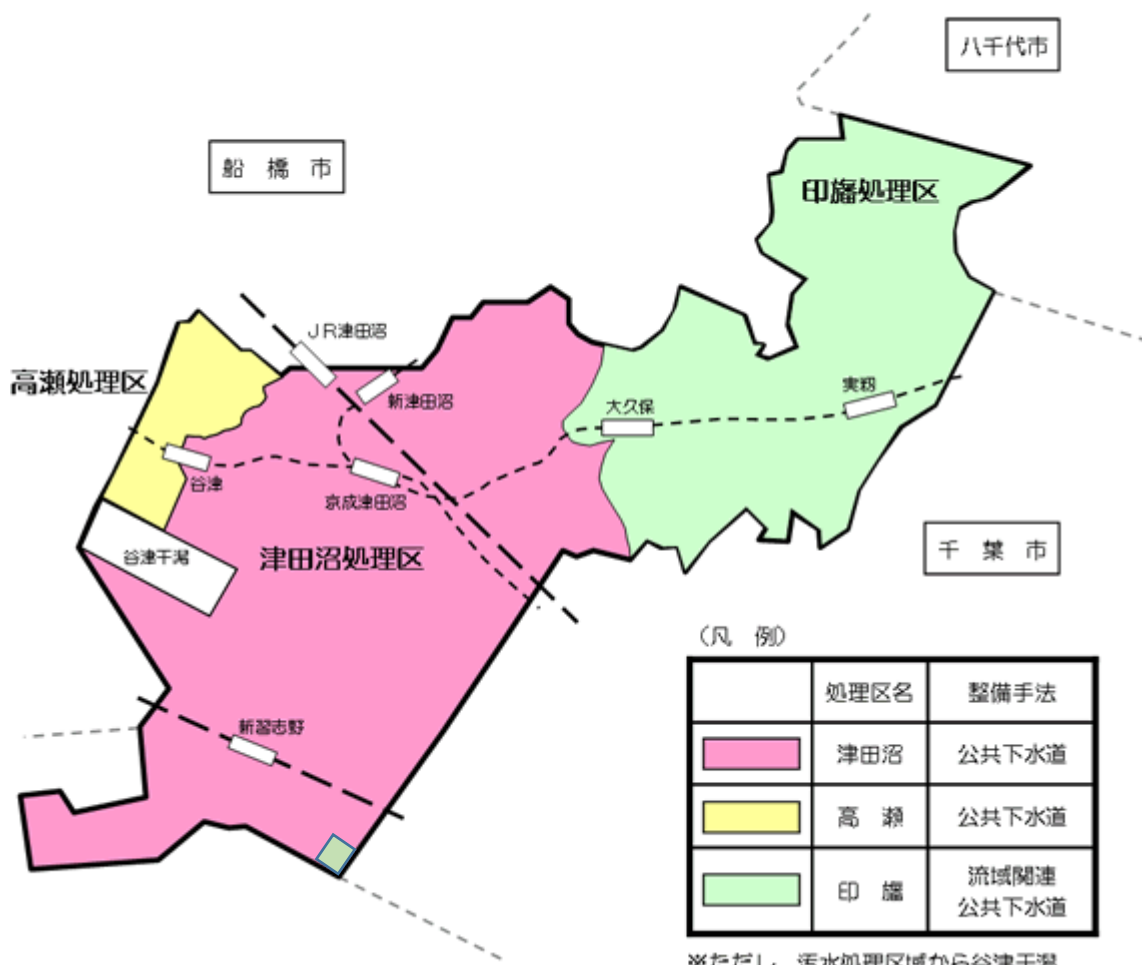
(3) 処理区域

習志野市の特徴

本市は、千葉県の北西部に位置し、行政区域面積20,97km²と県内で4番目に小さい面積ですが、人口密度は県内で3番目に高い市です(平成31年1月1日現在)。



習志野市下水道計画図(概略図)



(I) 公共下水道の概要

① 津田沼処理区

津田沼処理区は、昭和41年に海岸埋立地(袖ヶ浦団地)の106.3ha、15,000人の事業認可を受け、事業に着手しました。その後、昭和55年には津田沼処理区の終末処理場となる津田沼浄化センターの建設に着手し、昭和59年6月に供用開始する等、数回の変更認可を経て、現在は1036.8ha、95,000人となっています。

排除方式は、おおむね国道14号を境に南側が分流式、北側が合流式となっています。汚水は津田沼浄化センターにて処理し、雨水は雨水放流幹線および雨水管渠により菊田川ならびに谷津川を經由し、東京湾に放流しています。

津田沼処理区事業計画の概要

項目		全体計画			事業計画		
計画年度		令和6年度			令和6年度		
排除方式		分流式, 一部合流式			分流式, 一部合流式		
処理区域 面積 (ha)	習志野市	1,261.2			1,036.8		
	船橋市	382.0			382.0		
	計	1,643.2			1,418.8		
計画 人口 (人)	習志野市	96,100			95,000		
	船橋市	38,200			38,200		
	計	134,300			133,200		
家庭 汚水量 原単位 (ℓ/人・ 日)	種別	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	生活汚水量	270	360	540	270	360	540
	営業汚水量	55	75	110	55	75	110
	地下水量	70	70	70	70	70	70
	計	395	505	720	395	505	720
計画 汚水量 (m ³ /日)	種別	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	生活汚水量	25,940	34,590	51,890	25,650	34,190	51,280
	営業汚水量	5,290	7,210	10,570	5,230	7,120	10,450
	業務商業汚水量	4,110	5,540	8,230	4,110	5,540	8,230
	地下水量	6,730	6,730	6,730	6,640	6,640	6,640
	工業排水量	70	70	140	30	30	60
	習志野市計	42,140	54,140	77,560	41,660	53,520	76,660
	船橋市	16,130	20,670	29,580	16,130	20,670	29,580
合計	58,270	74,810	107,140	57,790	74,190	106,240	

a) 津田沼浄化センター

住所	習志野市芝園3丁目3番1号	
敷地面積	8.2ha	
工事着手/供用開始	昭和55年9月/昭和59年6月	
計画地盤高	TP+3.70m	
下水の排除方式	分流式および合流式	
処理方法	水処理	【計画】標準活性汚泥法および嫌気無酸素好気法 【現状】標準活性汚泥法、嫌気無酸素好気法(Ⅲ系の一部)
	汚泥処理	【計画】濃縮→脱水→焼却→有効利用 【現状】濃縮→脱水→搬出処分
放流先	東京湾	
流入汚水量	日平均 57,800m ³ /日 日最大 74,200m ³ /日 時間最大 106,200m ³ /日	

b) 袖ヶ浦汚水中継ポンプ場

住所	習志野市袖ヶ浦6丁目1番1号
敷地面積	1,990m ²
供用開始	平成11年
下水の排除方式	分流式
流入汚水量	計画面積 107.8ha 計画人口 11,900人 計画汚水量 5.95m ³ /分(時間最大汚水量)
ポンプ仕様	水中汚水ポンプ φ250mm×5.80m ³ /分×14.0m×22.0kw×3台(うち予備1台)

c) 秋津汚水中継ポンプ場

住所	習志野市秋津5丁目20番1号
敷地面積	1,660m ²
供用開始	昭和60年
下水の排除方式	分流式
流入汚水量	計画面積 159.7ha 計画人口 14,200人 計画汚水量 8.69m ³ /分(時間最大汚水量)
ポンプ仕様	水中汚水ポンプ φ200mm×5.10m ³ /分×20.0m×30.0kw×3台(うち予備1台)

②印旛処理区

昭和51年に下水道基本計画の見直しを行い、市東部が印旛処理区、市西部が高瀬処理区、市中央部が津田沼処理区となりました。印旛処理区は印旛沼流域下水道の流域関連公共下水道として昭和63年1月に154.0ha、15,900人の事業認可を受けた後、数回の変更認可を経て、現在は640.8ha、58,500人となっています。平成6年6月に汚水の接続先である花見川第二終末処理場が供用を開始しました。

排除方式は全域分流式となっています。汚水は印旛沼流域下水道西部幹線および西部第2幹線に接続し、花見川第二終末処理場にて処理しています。雨水は雨水幹線および雨水管渠により千葉市の浜田川都市下水路ならびに八千代市の八千代1号幹線から花見川を經由し、東京湾に放流しています。

印旛処理区事業計画の概要

項目		全体計画			印旛沼流域下水道事業計画			事業計画		
計画年度		令和6年度			令和5年度			令和5年度		
排除方式		分流式			分流式			分流式		
計画面積 (ha)	汚水	686.0			640.8			640.8		
	雨水	686.0			450.4			450.4		
計画人口(人)		54,200			58,500			58,500		
家庭 汚水量 原単位 (ℓ/人・日)	種別	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	生活汚水量	255	340	510	245	330	495	245	330	495
	営業汚水量	50	65	100	50	65	100	50	65	100
	地下水量	70	70	70	70	70	70	70	70	70
	計	375	475	680	365	465	665	365	465	665
計画 汚水量 (m ³ /日)	種別	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	生活汚水量	13,820	18,430	27,640	13,620	18,340	27,510	13,620	18,340	27,510
	営業汚水量	2,710	3,520	5,420	2,780	3,610	5,560	2,780	3,610	5,560
	業務商業汚水量	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	地下水量	3,800	3,800	3,800	3,890	3,890	3,890	3,890	3,890	3,890
	工業排水量	6,510	6,510	13,020	6,510	6,510	13,020	6,510	6,510	13,020
	合計	26,840	32,260	49,880	26,800	32,350	49,980	26,800	32,350	49,980

③高瀬処理区

高瀬処理区は平成4年3月に58.0ha、11,300人の事業認可を受けた後、数回の変更認可を経て、現在は88.3ha、11,700人となっています。

平成5年12月に船橋市が高瀬下水処理場の建設に着手、平成11年4月に供用を開始しました。排除方式は、おおむね国道14号を境に南側が分流式、北側が合流式となっています。汚水は船橋市にある高瀬下水処理場にて処理し、雨水は雨水放流幹線および雨水管渠によって高瀬川を經由し、東京湾に放流しています。

高瀬処理区事業計画の概要

項目		全体計画			事業計画		
計画年度		令和6年度			令和6年度		
排除方式		合流式,一部分流式			合流式,一部分流式		
処理区域面積 (ha)		88.3			88.3		
計画人口 (人)		11,700			11,700		
家庭 汚水量 原単位 (ℓ/人・日)	種別	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	生活汚水量	285	380	570	285	380	570
	営業汚水量	70	95	145	70	95	145
	地下水量	70	70	70	70	70	70
	計	425	545	785	425	545	785
計画 汚水量 (m ³ /日)	種別	日平均	日最大	時間最大	日平均	日最大	時間最大
	生活汚水量	3,330	4,450	6,660	3,330	4,450	6,660
	営業汚水量	820	1,110	1,700	820	1,110	1,700
	業務商業汚水量	0	0	0	0	0	0
	地下水量	820	820	820	820	820	820
	工業排水量	0	0	0	0	0	0
合計		4,970	6,380	9,180	4,970	6,380	9,180

(Ⅱ) 流域下水道の概要

昭和40年代、東京から50km圏にある印旛沼は、流域の急速な開発と都市化により水質が悪化していましたが、印旛沼流域を対象とする印旛沼流域下水道が、昭和43年12月に都市計画決定され、県が建設を進めてきました。

本市の印旛処理区は、流域関連公共下水道であり、接続する印旛沼流域下水道は、13市町の生活排水や工場排水を、千葉市美浜区磯辺の「花見川終末処理場」と、千葉市美浜区豊砂と習志野市芝園にまたがる「花見川第二終末処理場」とで処理しています。花見川終末処理場は昭和49年4月に、花見川第二終末処理場は平成6年6月にそれぞれ供用開始しました。

区分	全体計画		現況(平成29年3月末現在)
処理面積	27,391ヘクタール		17,833ヘクタール
処理人口	1,406,200人		1,295,804人
処理能力	花見川終末処理場	(処理能力) 日平均224,900立方メートル 9系列	(平成28年度実績値) 日平均279,205立方メートル 8系列
	花見川第二終末処理場	(処理能力) 日平均428,600立方メートル 7系列	(平成28年度実績値) 日平均155,498立方メートル 3系列
管渠延長	217.6キロメートル		166.4キロメートル
中継ポンプ場	11ヶ所		10ヶ所
終末処理場	2ヶ所		2ヶ所
排除方式	分流式		分流式
処理方式	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速砂ろ過法		標準活性汚泥法他
処理場 敷地面積	花見川終末処理場	約21ヘクタール	約21ヘクタール
	花見川第二終末処理場	約24ヘクタール	約24ヘクタール
計画目標年度	平成36年度		-----
総事業費	3,870億円		約3,272億円(平成28年度末)
関連市町村	13市町(12市1町):千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町		

(出典:千葉県ホームページ)

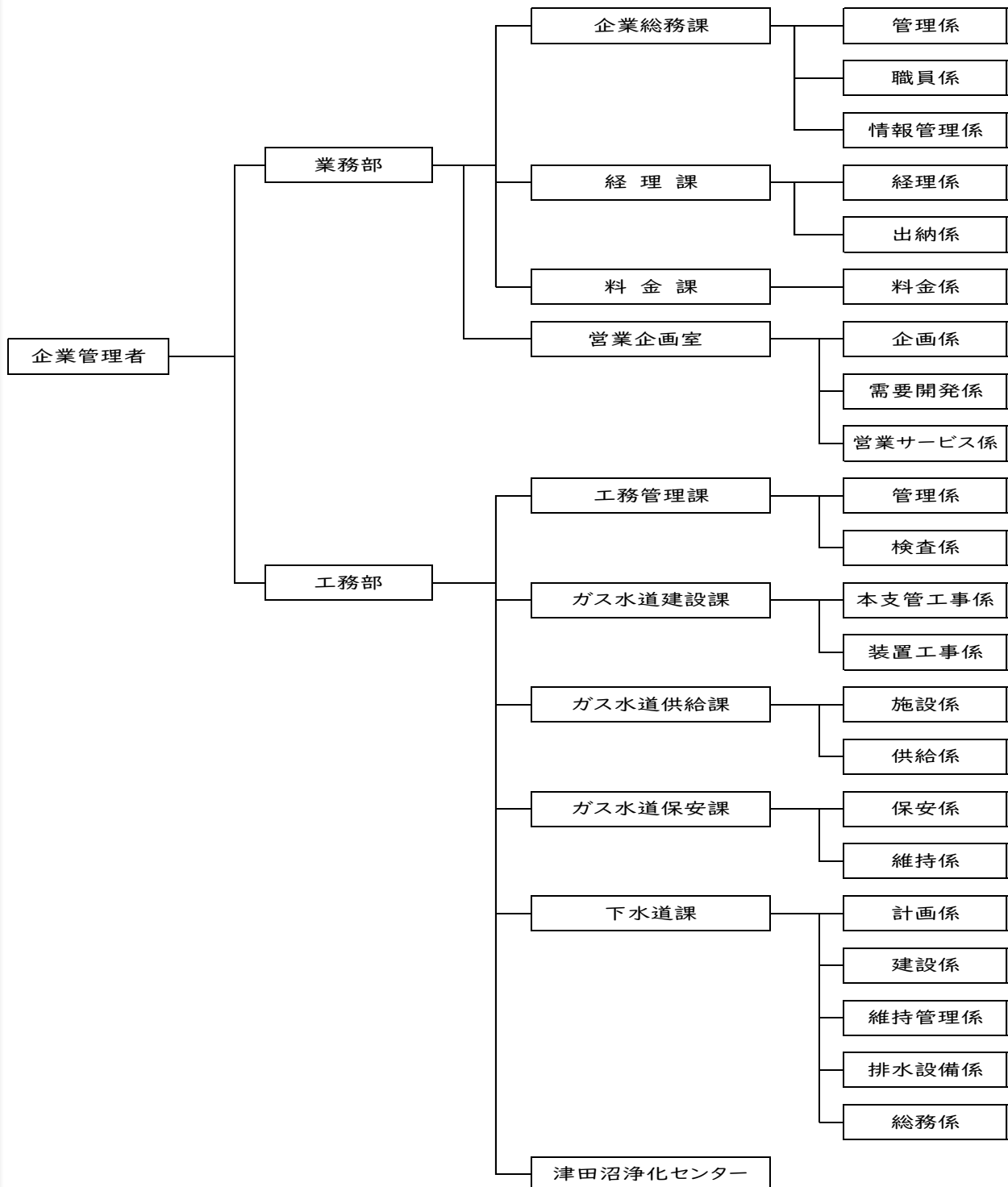
(4) 組織体制

① 職員数【令和元年10月1日現在】

令和元年度下水道事業会計職員数 (下水道・ガス・水道事業合計)	27人 (121人)
------------------------------------	---------------

(※企業管理者を除く)

② 事業運営組織図



(5) 現在の経営状況

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間有収水量	16,201千m ³	16,664千m ³	17,282千m ³
年間使用料収入 (税抜)	2,281,235千円	2,389,759千円	2,286,668千円
収益的収支比率	68.6%	74.9%	65.6%
実質収支	264千円	130千円	△576,203千円
資金不足比率	—% (△0.01%)	—% (△0.00%)	19.1% 【—%】

【近年の決算状況を踏まえた現在の経営状況の分析】

年間有収水量については、人口の増加・普及率の向上を背景に増加傾向となっています。

年間使用料収入については、年間有収水量の増に伴い増加傾向となっていますが、平成30年度は打切決算の影響で減となりました。

収益的収支比率・実質収支については、平成30年度は打切決算の影響で減となりました。

資金不足比率については、平成28年度・29年度は資金不足が生じていないため「—%」で表記しています。平成30年度は打切決算の影響で資金不足となりました。【】内は打切決算の影響がなかった場合の資金不足比率を示しています。()内の数値は参考として表示しており、数値が0以下で低いほど望ましいとされています。

(6) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成29年度決算における経営比較分析表の内容を以下に示します。(法非適用(官庁会計方式)での決算分析になります。)

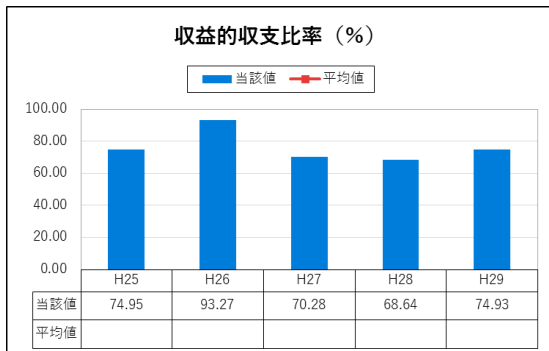
本市下水道事業を評価すると、経営指標については類似団体と比較しても平均的な数値となっています。しかし、管路や津田沼浄化センターなどの老朽化が進んでいる状況から、施設の計画的な改築・更新が求められます。

経営比較分析表とは、総務省が作成した図表に各地方公営企業がコメントを記載したものです。経営および施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状および課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

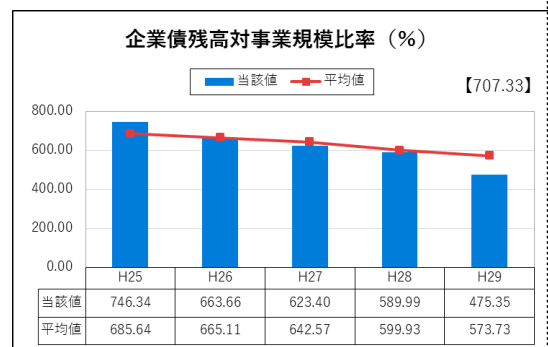
当該値=本市の値

平均値=類似公営企業(処理区域内人口が10万人以上で処理区域内人口密度100人/ha以上)の平均値

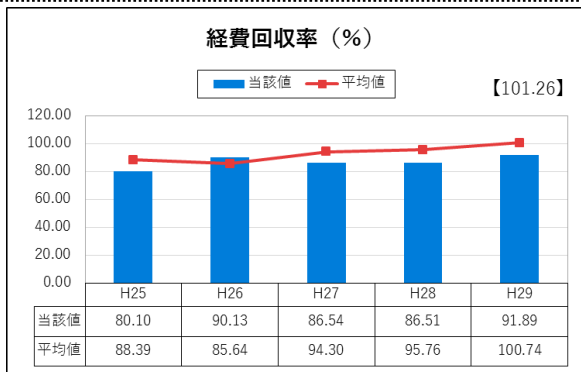
【 】=平成29年度全国平均



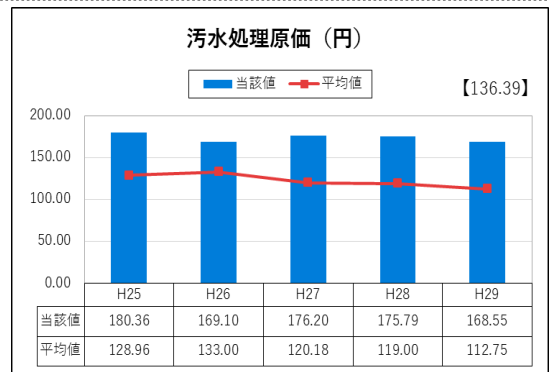
収益的収支比率について、H26に使用料改定を実施し、経営改善に向けた取り組みが成果を上げています。なおH27から総務省通知により雨水処理元金償還に対する繰入金を営業収益から資本的収入に振り替えたため相対的に低くなりました。
※この指標には類似公営企業平均および全国平均はありません。



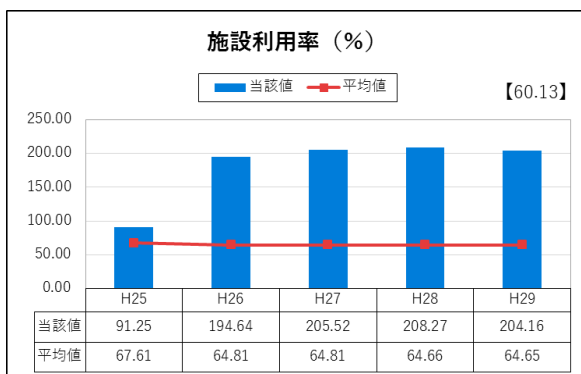
企業債残高対事業規模比率について、債務残高削減のため、減少傾向にあり、改善してきています。



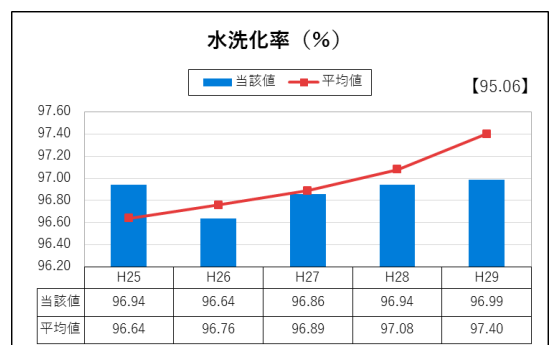
経費回収率について、H25については下水道事業債の繰上償還を実施した影響で低くなっています。H26以降は、津田沼浄化センターの運営費が年々増加しているため低くなってきていましたが、H29は使用料収入の増加と汚水資本費の減などの理由により、増加に転じました。



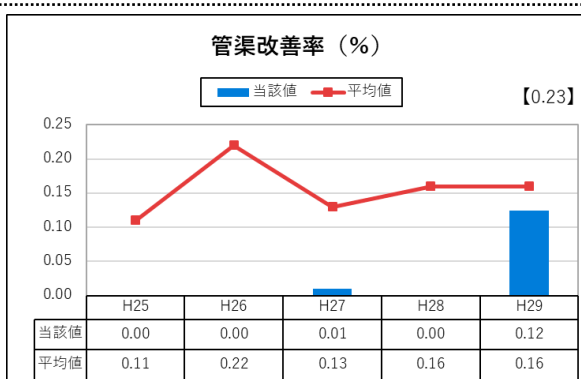
汚水処理原価について、本市の約半分の地域は合流管で整備していることから比較的不明水も多くなる関係上、類似団体や全国平均に比べて高い数値となっています。



施設利用率について、本市津田沼浄化センター以外の処理場に接続している地域があることから、類似団体よりも高く、また100%を超えています。



水洗化率については高い数値で推移しております。



公共下水道管の未普及対策を進めてきましたが、標準耐用年数50年を経過する管渠が、今後10年間で約23%、20年間で約50%となる見込みであり、老朽化は確実に進んでいます。

令和元年度決算からは、法適用企業として以下の指標を用いることとなります。

経営指標	指標の説明
経営の健全性・効率性	
経常収支比率	当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えるかを表す指標。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。
累積欠損金比率	営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標。 累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる。
流動比率	短期的な債務に対する支払能力を表す指標。 1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す100%以上であることが必要。
企業債残高対事業規模比率	使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。
経費回収率	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準などを評価することが可能。 使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要。
汚水処理原価	有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。
施設利用率	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。
水洗化率	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。 公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加などの観点から100%となっていることが望ましい。

老朽化の状況	
有形固定資産 減価償却率	有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示している。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。
管渠老朽化率	法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示している。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。
管渠改善率	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。 明確な数値基準はなく、経年比較や他の公営企業との比較により評価する。

(7) 使用料体系

実施年月日	現行制度および使用料体系		
令和元年 10月1日	区分	使用量	使用料 (円/月)
			一般汚水
		11~20m ³ (1m ³ につき)	116
		21~30m ³ (1m ³ につき)	170
		31~50m ³ (1m ³ につき)	234
		51~100m ³ (1m ³ につき)	315
		101m ³ ~ (1m ³ につき)	390
	公衆浴場汚水	10m ³ まで (基本使用料)	1,032
		11m ³ ~ (1m ³ につき)	22

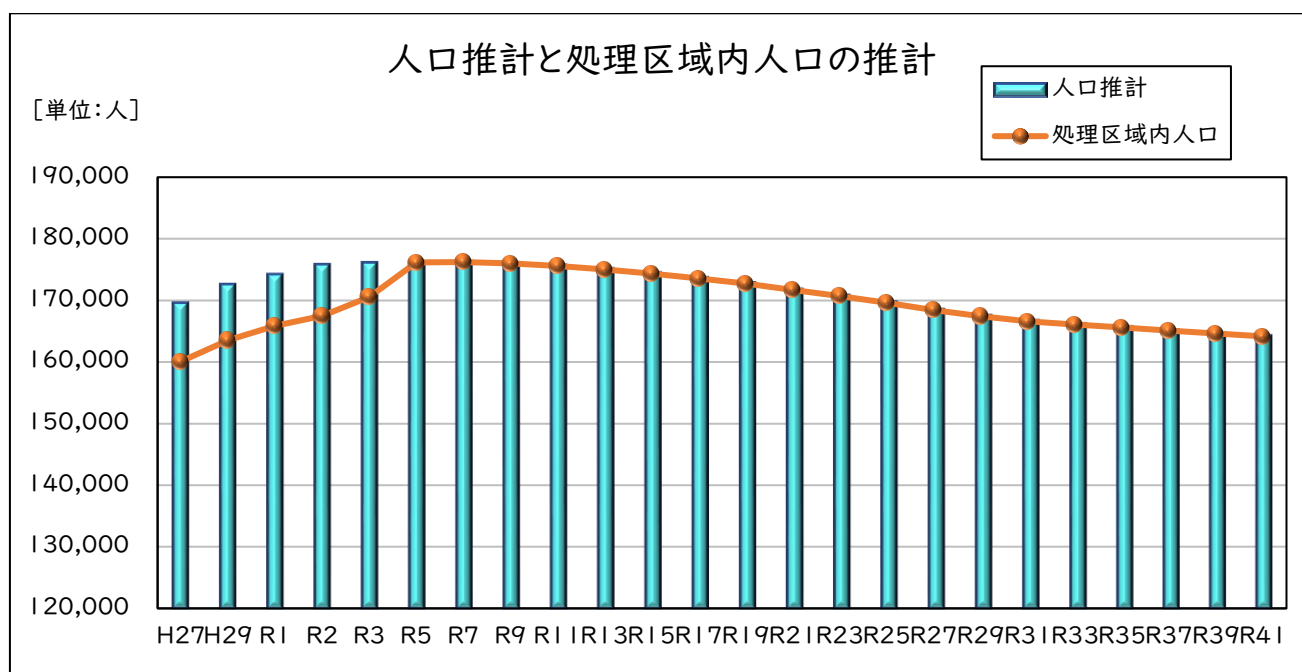
【消費税等相当額を含む】

3. 将来の経営環境

(1) 人口推計と処理区域内人口の推計

本市の人口推計は、令和7年(2025年)までは人口が増加しますが、その後は緩やかに人口減少に向かうものとみられます。ピーク時の人口は、176,232人(令和7年(2025年))となっています。

平成30年度末の処理区域内人口は164,791人で、人口の増加と普及率の向上により、増加を続ける見込みですが、人口減少とともにその後は緩やかに減少に向かうものとみられます。



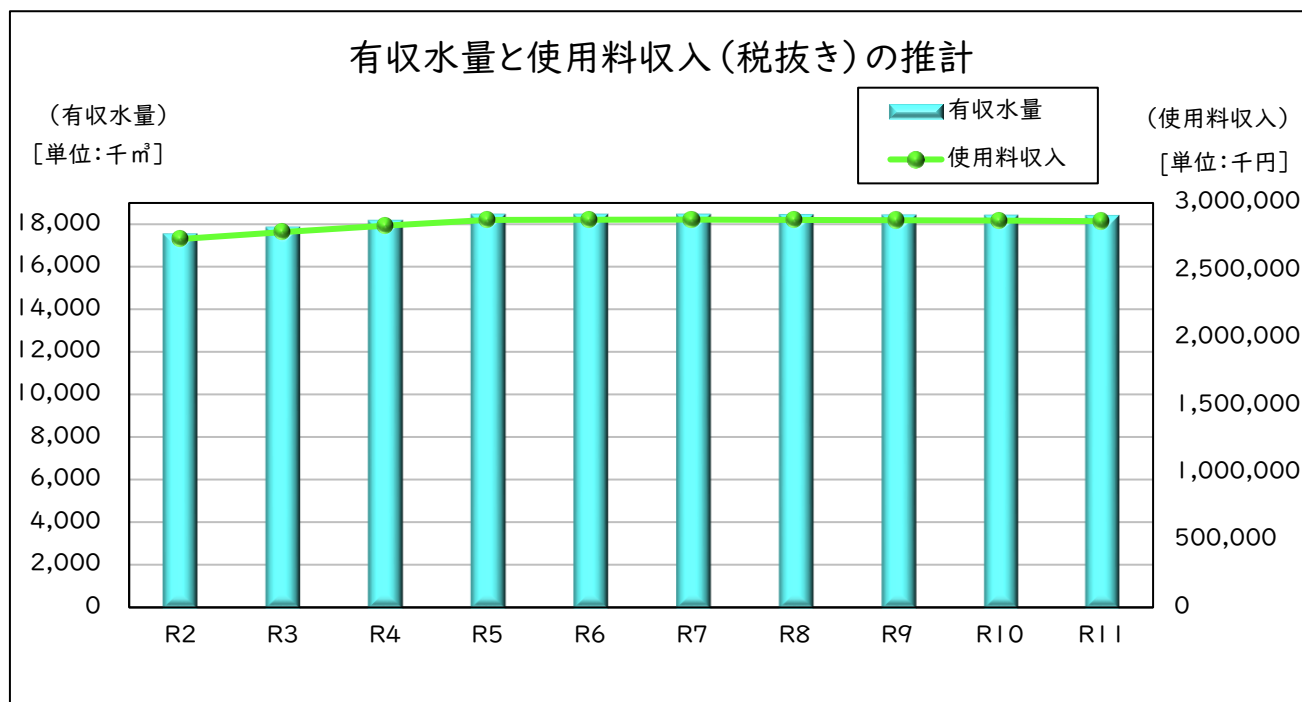
年度	平成30年度	令和2年度	令和11年度	令和21年度	令和31年度	令和41年度
人口推計 (人)	173,362	175,725	175,614	171,725	166,586	164,155
処理区域内人口 (人)	164,791	167,470	175,614	171,725	166,586	164,155
令和2年度比増減率(%)	-	-	4.9	2.5	△0.5	△2.0

【推計方法】

過去の処理区域内人口の実績に将来の行政区域の傾向として「習志野市人口推計結果報告書(令和元年6月)」を反映させ、実績値に傾向曲線を当てはめて将来値を推計する時系列傾向分析法を用いて、将来値を推計しました。

(2) 有収水量と使用料収入の推計

今後の10年間の有収水量と使用料収入は、処理区域内人口の推計により、有収水量・使用料収入ともに高い数値で推移する見込みです。



年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度	令和11年度
有収水量 (千m³)	17,482	18,392	18,390	18,332
使用料収入(税抜き) (千円)	2,732,523	2,874,803	2,874,411	2,865,405

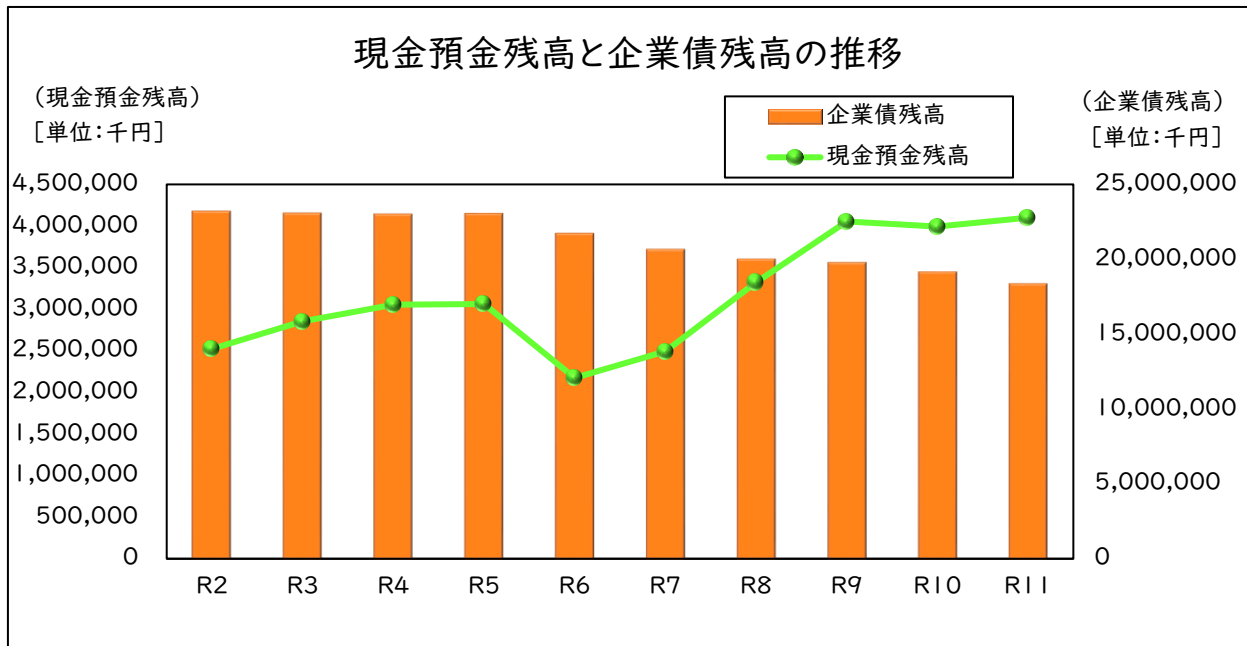
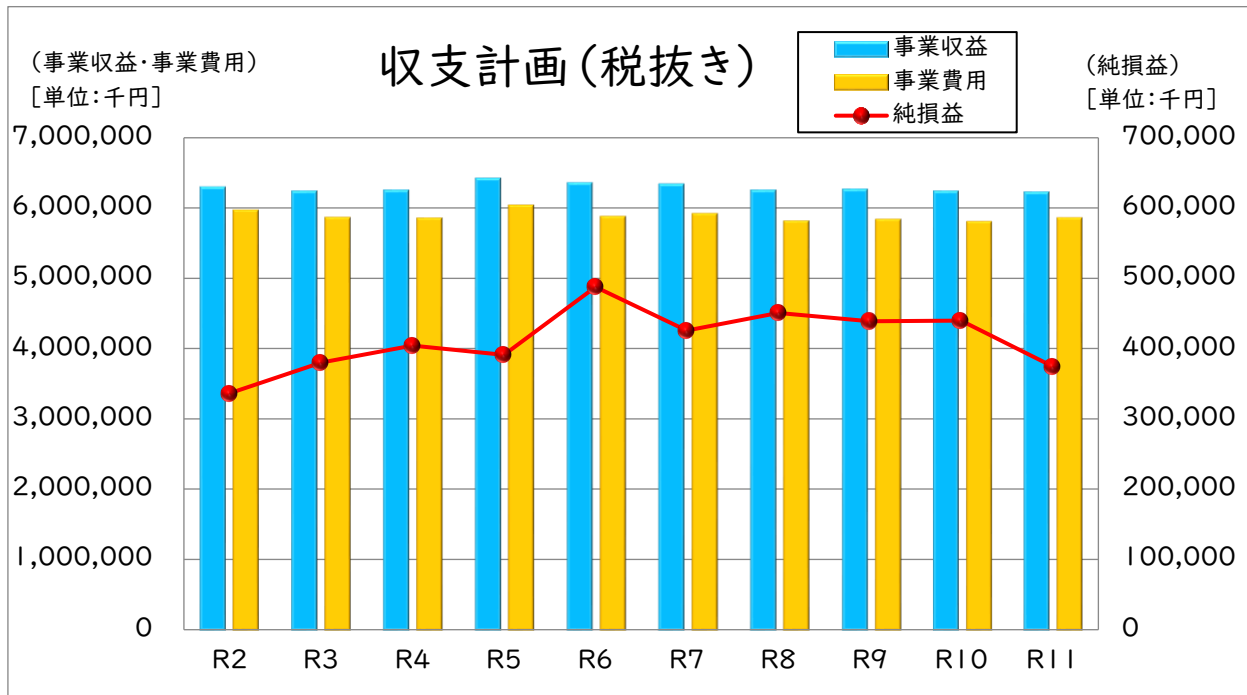
(3) 収支計画

処理区域内人口や使用料収入の推計などを踏まえた令和2年度～令和11年度の収支計画は、次のとおりです。

事業収益では、処理区域内人口の推計により安定した使用料収入が確保できる見込みです。そのため、毎年62億円超を維持できる見込みです。

事業費用では、減価償却費が増加傾向にある一方で、支払利息の減少もあり、毎年59億円前後を推移する見込みです。

純利益では、3億円から5億円程度を確保できる見込みです。



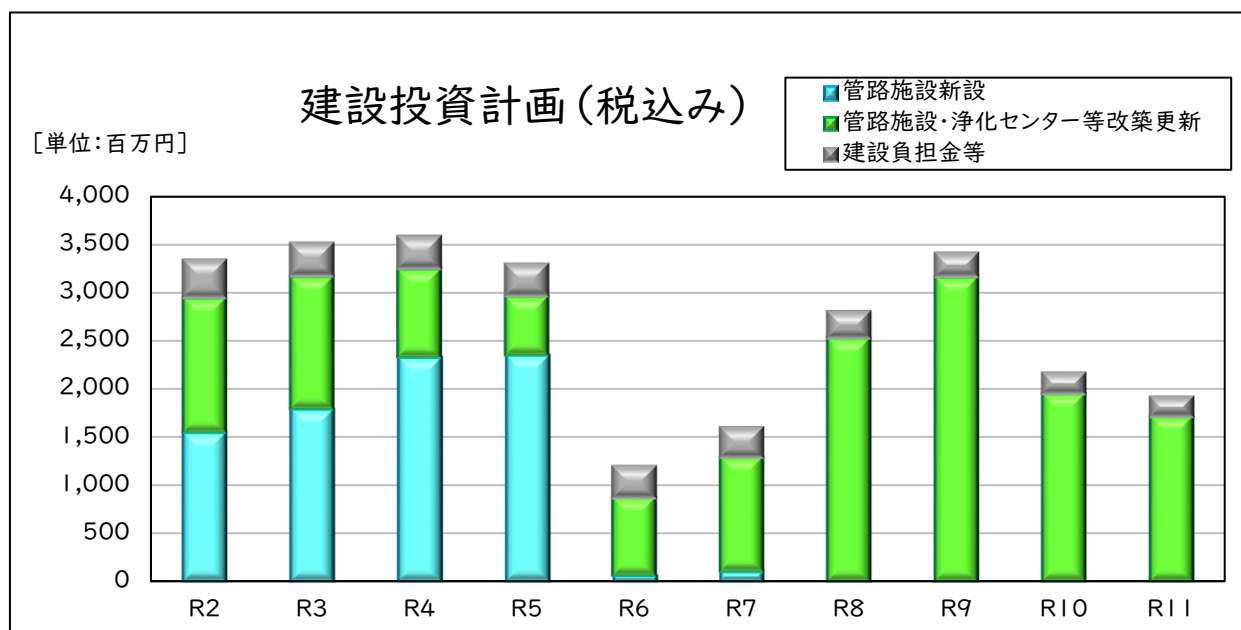
(単位:千円)(税抜き)

年度	令和2年度	令和5年度	令和8年度	令和11年度
事業収益	6,284,900	6,407,949	6,240,759	6,212,670
事業費用	5,948,451	6,017,077	5,789,994	5,837,847
純損益	336,449	390,873	450,765	374,823
現金預金残高	2,524,480	3,062,065	3,324,489	4,100,369
企業債残高	23,126,297	22,968,243	19,943,707	18,284,182

(4) 建設投資計画

令和2年度～令和11年度の建設投資計画は、次のとおりです。

令和5年度までは、鷺沼放流幹線などの管路施設の新設を中心に投資していきます。令和6年度以降は、管路施設および津田沼浄化センターなどの改築更新工事を中心に投資を進めていきます。



(単位:百万円)(税込み)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合計
管路施設新設	1,544	1,787	2,325	2,349	59	102	0	0	0	0	8,166
管路施設・浄化センター等 改築・更新	1,414	1,380	919	611	813	1,191	2,526	3,161	1,950	1,716	15,681
建設負担金など	377	342	337	334	330	312	278	245	220	206	2,981
建設改良費合計	3,335	3,509	3,581	3,294	1,202	1,605	2,804	3,406	2,170	1,922	26,828
企業債償還金	2,193	2,097	2,012	1,971	1,849	1,688	1,631	1,499	1,423	1,505	17,868

① 管路施設の新設

污水処理施設整備計画(アクションプラン)では令和5年度末の下水道整備の完成を目指しています。

鷺沼台地区の抜本的な浸水対策および鷺沼台・花咲地区の污水整備のため、鷺沼放流幹線の整備に取り組みます。令和元年度から令和5年度までの5カ年で整備します。

また、市街化調整区域の下水道整備を推進します。

② 管路施設・津田沼浄化センターなどの改築・更新

本市公共下水道事業は、昭和41年に事業着手し、これまで施設整備を中心に事業を実施してきました。以来、50年以上が経過し施設の老朽化が進み、改築費用の増大が懸念されます。そこで、本市では、効率のかつ効果的な事業実施のために、平成30年度に「習志野市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。

本市が所有する管路施設延長は約500kmに及んでいます。このうち法定耐用年数である50年を経過している管路施設は、約6%あり今後10年間で約23%に達します。

現状の維持管理(事後保全および時間計画保全(標準耐用年数で改築))とした場合、今後100年間の試算で約3,400億円(年平均34億円)の改築費用がかかる見込みとなっています。

このようなことから、改築費用の抑制・平準化を図るため、ストックマネジメント計画に基づき、管路施設(管路、マンホール、マンホール蓋)の状態監視保全を行い、リスク評価(影響度、事故発生確率)によるグルーピングをしたうえで点検調査を実施します。点検調査の結果から管路の劣化傾向を適切に把握することに努め、対策必要箇所の優先順位を整理し、計画的、経済的かつ効果的に改築・更新を行っていきます。

また、本市が有する津田沼浄化センターは昭和59年に供用開始して以来35年、秋津污水中継ポンプ場は昭和60年に供用開始して以来34年が経過しており、機械や電気設備を中心として老朽化が見受けられる状況です。

これらの施設の老朽化に伴い、平成25年度から平成30年度は長寿命化計画に基づく改築工事を実施してきました。

今後も施設の老朽化が進行する中で、ストックマネジメント計画に基づき、施設機能の維持と改築・更新を計画的、経済的かつ効果的に行っていきます。

(5) 建設投資財源計画

国庫補助金(社会資本整備総合交付金)は、補助対象事業費の50%(一部終末処理場事業費は55%)として見込んでいます。令和2年度から令和5年度までは、鷺沼放流幹線の事業費に充てるため、国庫補助金が多額となっています。また、令和8年度からは津田沼浄化センターなどの改築・更新にかかる事業費が多額となるため、国庫補助金も多額となっています。

企業債は、主に補助対象事業費に国庫補助金を充てた残りの財源として借り入れます。財政負担の平準化、世代間の負担の公平性の観点からも建設投資にかかる企業債は毎年発行することで財源の確保をしていきます。ただし、毎年の借入額は、原則として元金償還の範囲内とし、企業債残高の縮減に努めます。

(単位:百万円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合計
国庫補助金	1,304	1,143	1,291	1,000	399	600	1,287	1,564	970	890	10,448
企業債借入額	2,167	1,976	1,942	2,004	526	621	997	1,258	810	699	13,000
一般会計出資金	68	71	51	30	5	5	5	6	6	6	253
工事負担金など	615	589	432	341	258	278	406	472	280	237	3,908
合計	4,154	3,779	3,716	3,374	1,189	1,504	2,695	3,300	2,067	1,832	27,609

※それぞれの数値を10万円単位で四捨五入しているため、合計が合わない場合があります。

【収益の収支】

(単位:千円)(税抜き)

区 分		年 度									
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益	1. 営 業 収 益 (A)	4,243,951	4,288,726	4,298,858	4,443,669	4,350,493	4,331,258	4,241,980	4,223,112	4,176,387	4,205,998
	(1) 料 金 収 入	2,732,523	2,782,761	2,830,259	2,874,803	2,875,488	2,875,407	2,874,411	2,872,013	2,869,043	2,865,405
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)										
	(3) そ の 他	1,511,428	1,505,965	1,468,600	1,568,866	1,475,005	1,455,851	1,367,569	1,351,100	1,307,344	1,340,593
	2. 営 業 外 収 益	2,030,949	1,935,239	1,937,770	1,964,281	1,994,777	1,991,904	1,998,779	2,031,192	2,048,301	2,006,672
	(1) 補 助 金	84,218	61,904	58,697	57,028	56,113	55,885	55,621	55,253	54,461	44,660
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,934,921	1,861,525	1,867,283	1,895,443	1,926,854	1,924,209	1,931,348	1,964,129	1,982,030	1,950,202
	(3) そ の 他	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810	11,810
	収 入 計 (C)	6,274,900	6,223,965	6,236,629	6,407,949	6,345,269	6,323,162	6,240,759	6,254,304	6,224,688	6,212,670
	収 支	1. 営 業 費 用	5,381,909	5,427,937	5,466,030	5,683,831	5,563,761	5,633,389	5,553,925	5,597,711	5,582,656
(1) 職 員 給 与 費		252,897	252,897	252,897	252,897	252,897	252,897	252,897	252,897	252,897	252,897
基 本 給 与 費		99,164	99,164	99,164	99,164	99,164	99,164	99,164	99,164	99,164	99,164
退 職 給 付 費		576	576	576	576	576	576	576	576	576	576
そ の 他		153,157	153,157	153,157	153,157	153,157	153,157	153,157	153,157	153,157	153,157
(2) 経 費		1,685,927	1,870,187	1,896,680	2,094,920	1,958,401	1,978,379	1,838,926	1,832,439	1,775,658	1,872,069
動 力 費											
修 繕 費		88,578	215,907	198,270	380,543	279,179	305,088	182,270	157,543	106,452	211,907
材 料 費											
そ の 他		1,597,349	1,654,280	1,698,410	1,714,377	1,679,222	1,673,291	1,656,656	1,674,896	1,669,206	1,660,162
(3) 減 価 償 却 費	3,443,085	3,304,853	3,316,453	3,336,014	3,352,463	3,402,113	3,462,102	3,512,375	3,554,101	3,519,518	
2. 営 業 外 費 用	556,542	415,926	366,457	333,246	293,790	263,964	236,069	217,740	202,033	193,363	
(1) 支 払 利 息	420,482	368,819	319,531	279,643	245,866	214,042	191,786	173,841	160,508	147,903	
(2) そ の 他	136,060	47,107	46,926	53,603	47,924	49,922	44,283	43,899	41,525	45,460	
支 出 計 (D)	5,938,451	5,843,863	5,832,486	6,017,077	5,857,551	5,897,353	5,789,994	5,815,451	5,784,690	5,837,847	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	336,449	380,103	404,143	390,873	487,718	425,809	450,765	438,853	439,999	374,823	
特 別 利 益 (F)	10,000										
特 別 損 失 (G)	10,000										
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0										
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	336,449	380,103	404,143	390,873	487,718	425,809	450,765	438,853	439,999	374,823	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)											
流 動 資 産 (J)	3,117,786	3,081,517	3,287,377	3,298,132	2,410,356	2,727,798	3,560,524	4,289,921	4,229,463	4,335,653	
う ち 未 収 金	596,486	231,897	235,855	239,567	239,624	239,617	239,534	239,334	239,087	238,784	
う ち 現 金	2,524,480	2,853,093	3,055,022	3,062,065	2,174,232	2,491,681	3,324,489	4,054,087	3,993,876	4,100,369	
流 動 負 債 (K)	3,946,022	3,624,595	3,633,919	3,399,490	2,306,670	2,443,102	2,859,527	3,071,627	2,598,566	2,539,380	
う ち 一 時 借 入 金											
う ち 未 払 金	1,826,431	1,590,938	1,640,349	1,527,736	596,226	789,200	1,337,976	1,626,080	1,070,974	972,741	
累 積 欠 損 金 比 率 $\left(\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100\right)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 (L)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	4,243,951	4,288,726	4,298,858	4,443,669	4,350,493	4,331,258	4,241,980	4,223,112	4,176,387	4,205,998	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 $\left(\frac{(L)}{(M)} \times 100\right)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 (N)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 $\left(\frac{(N)}{(P)} \times 100\right)$	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

【資本的収支】 (単位:千円)(税込み)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	2,166,800	1,976,100	1,941,700	2,003,700	526,400	621,000	996,900	1,258,300	810,400	699,200
	うち資本費平準化債	659,400	227,900	202,600	234,100	71,600	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 補 助 金	67,527	70,541	50,974	29,793	5,210	5,123	5,423	5,758	6,139	6,272
	3. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国(都道府県)補助金	1,304,065	1,143,420	1,291,160	1,000,089	399,324	599,703	1,286,676	1,563,627	970,150	889,647
	7. 固定資産売却代金										
	8. 工 事 負 担 金	614,839	588,854	432,120	340,604	257,851	278,497	406,433	471,955	279,850	237,018
	9. そ の 他	669	320	27	0	0	0	0	0	0	0
	計 (A)	4,153,900	3,779,235	3,715,981	3,374,186	1,188,784	1,504,322	2,695,432	3,299,640	2,066,538	1,832,136
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
純計 (A)-(B) (C)	4,153,900	3,779,235	3,715,981	3,374,186	1,188,784	1,504,322	2,695,432	3,299,640	2,066,538	1,832,136	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	3,335,516	3,508,696	3,580,956	3,294,668	1,202,809	1,604,754	2,804,190	3,405,895	2,170,371	1,922,258
	うち職員給与費	62,832	62,832	62,832	62,832	62,832	62,832	62,832	62,832	62,832	62,832
	2. 企 業 債 償 還 金	2,192,984	2,097,170	2,011,236	1,971,149	1,849,333	1,688,023	1,631,480	1,499,130	1,423,125	1,505,171
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他	1,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	5,530,000	5,605,866	5,592,192	5,265,816	3,052,142	3,292,776	4,435,670	4,905,025	3,593,496	3,427,428	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,376,100	1,826,631	1,876,211	1,891,630	1,863,358	1,788,454	1,740,238	1,605,384	1,526,958	1,595,292	
実質減価償却費	1,508,164	1,443,328	1,449,190	1,440,571	1,425,609	1,477,904	1,530,754	1,548,246	1,572,071	1,569,316	
当年度純利益	336,449	380,103	404,143	390,873	487,718	425,809	450,765	438,853	439,999	374,823	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,257,681	1,443,328	1,449,190	1,440,571	1,425,609	1,477,904	1,530,754	1,548,246	1,526,958	1,569,316
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	264,884	308,602	332,640	319,330	192,131	91,066	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	118,419	118,419	118,419	118,419	118,419	118,419	118,419	118,419	118,419	118,419
計 (F)	1,376,100	1,826,631	1,876,211	1,891,630	1,863,358	1,788,454	1,740,238	1,666,665	1,645,377	1,687,735	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)	23,126,297	23,005,227	22,935,691	22,968,243	21,645,310	20,578,287	19,943,707	19,702,878	19,090,153	18,284,182	

○他会計繰入金 (単位:千円)

年 度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分											
取 益 的 収 支 分		1,302,574	1,227,233	1,194,079	1,236,588	1,159,432	1,162,535	1,091,975	1,073,528	1,036,474	1,047,753
	うち基準内繰入金	1,302,574	1,227,233	1,194,079	1,236,588	1,159,432	1,162,535	1,091,975	1,073,528	1,036,474	1,047,753
	うち基準外繰入金										
資 本 的 収 支 分		67,527	70,541	50,974	29,793	5,210	5,123	5,423	5,758	6,139	6,272
	うち基準内繰入金	67,527	70,541	50,974	29,793	5,210	5,123	5,423	5,758	6,139	6,272
	うち基準外繰入金										
合 計		1,370,101	1,297,774	1,245,053	1,266,381	1,164,641	1,167,658	1,097,399	1,079,287	1,042,613	1,054,025

(6) 将来の経営環境の見通し

投資試算および財源試算をもとに、今後の事業収支見通しを試算した現状シミュレーションでは、収益的収支では、毎年度経常利益を計上しているものの、資本的収支不足額を賄う補てん財源が不足することから、令和6年度まで資本費平準化債の発行を見込んでいます。

その後は、収入面では安定した使用料収入を確保できる見込みです。支出面では、今後は建設投資が少なくなる見込みであること、また、これに伴い企業債の発行が減少する見込みから、毎年の元金償還額が令和2年度末から令和11年度末にかけて約7億円減少することを見込んでいます。企業債残高も令和2年度末から令和11年度末にかけて約48億円の減少を見込んでいます。

これらのことから、令和7年度以降は、資本費平準化債の発行に頼らずに安定した経営が続けられる見込みです。

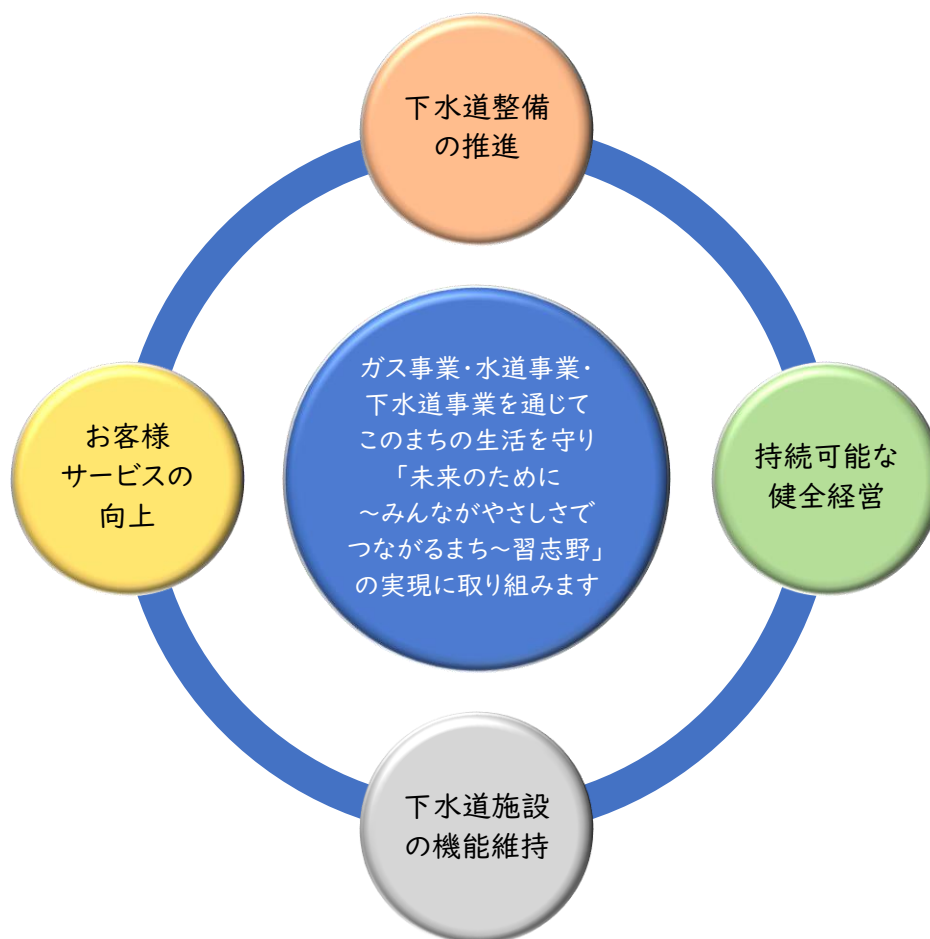
しかし、本計画前半で実施する管路点検調査の結果によっては、改築などにかかる建設改良費が見込みよりも増加する可能性があります。また、同じく本計画前半で検討していく広域化・共同化の方向性によっては、一時的に建設改良費が増加する可能性があります。

これらの建設投資の増加要因が考えられる一方で、人口減少に伴う使用料収入の減なども想定されるため、注視していくことが必要です。

4. 計画期間における「取組方針」

下水道事業が抱える課題を解決するため、令和11年度までに取り組む重点項目として4つの「取組方針」に基づき経営を推進し、基本理念（ガス事業・水道事業・下水道事業を通じて このまちの生活を守り「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」の実現に取り組めます）の達成を目指します。

取組方針



取組方針① 下水道整備の推進

P. 33~

汚水整備については、生活環境を改善し快適な暮らしができるよう整備を推進しており、平成30年度末の下水道処理人口普及率は95.1%に達しました。今後は残りの未普及地区の整備を推進するとともに、水洗化の普及促進に引き続き努めます。

また雨水整備については、合流区域の整備を引き続き推進し、特に浸水被害が発生している鷺沼台4丁目地区の浸水被害の軽減を目的に、鷺沼放流幹線の整備を推進します。

下水道の整備は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質の保全、豪雨による浸水被害の軽減を図ることが最重要課題であるため、下水道の整備に優先的に取り組みます。

取組方針② 持続可能な健全経営

P. 35~

下水道は市民生活に必要不可欠なライフラインであるとともに、大規模な事業用資産を保有していますが、特にこれまでの下水道事業の経営において想定していなかった人口減少社会を迎えている中で、将来にわたり持続的な経営を確保するために、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化に努めます。

取組方針③ 下水道施設の機能維持

P. 38~

本市の下水道施設は、昭和41年から整備を進めてきたところであり、今後急速に老朽化することが見込まれます。すべての下水道施設においては代替施設が存在しないため、施設の不具合・異常が発生した場合、機能停止による市民生活への支障、汚水流出などによる環境被害、管路破損などによる道路陥没などのリスクを抱えています。

このことから、将来にわたり施設の機能維持を図るため、適切な維持管理と効率的かつ効果的な改築・更新に取り組みます。

取組方針④ お客様サービスの向上

P. 40~

下水道事業者による説明責任の徹底や、事業の推進について円滑な合意形成を図るためにも下水道の目的や役割、重要性、それらを踏まえた取り組み等、下水道の姿を市民に分かりやすく情報発信することが必要です。

そのためにも、わかりやすい内容による広報活動などでお客様サービスの向上に努めます。

5. 計画期間における主要施策

取組方針を実現するための「主要施策」を計画期間内に実施します。

取組方針① 下水道整備の推進

a) 汚水整備の拡充

【下水道課】

現状と課題

汚水整備については、津田沼・印旛・高瀬処理区の未普及地区解消のため管路施設の整備を推進するとともに、津田沼浄化センターの高度処理導入などにより、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ってきました。汚水整備は、これまで市街化区域において整備を推進してきたことにより、平成30年度末で下水道処理人口普及率が95.1%に達しました。

取組内容

汚水整備については、津田沼・印旛・高瀬処理区の市街化区域の未普及地区の整備を継続して進めるとともに、市街化調整区域の中でも多くの既存住居がある区域の整備を拡大し、未普及地区の解消を図ることと、令和5年度末までに公共下水道整備の完成を目指します。

成果指標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
下水道処理人口 普及率(%)	95.1	100

b) 雨水整備の拡充

【下水道課】

現状と課題

雨水整備については、市内を流れていた菊田川・浜田川・堀田川の暗渠化、低地部への管渠布設などにより、平成30年度末の整備率は56.2%となっています。しかしながら近年の局地的な集中豪雨や都市化による雨水流出量の増加により、浸水被害のリスクが高まっています。これまで、浸水被害が多発していた谷津地区においては、千葉県と共同事業によりポンプゲートなどを設置し、浸水対策を図りました。また、鷺沼台4丁目地区については、警報機の設置やマンホールポンプなどの設置により、応急的な対策を図ってきましたが、抜本的な対策として、鷺沼放流幹線の早期完成が必要不可欠となります。

取組内容

雨水整備については、津田沼処理区の合流区域の整備を継続して推進するとともに、鷺沼台4丁目地区の浸水被害の軽減を目的に、鷺沼放流幹線の整備を引き続き進め令和5年度末の完成を目指します。併せて、低地部や道路冠水などが生じる地区について対策を検討し、必要に応じて市と協議するとともに、開発行為などにおいては雨水貯留槽や浸透ます等の設置により、官民が役割を分担して雨水の流出抑制を行うことで、浸水被害の軽減に努めます。

c) 水洗普及の促進

【下水道課】

現状と課題

水洗普及の促進については、下水道供用開始後、速やかに公共下水道の利用の促進を図り、もって環境衛生の向上に資することを目的として取り組んでいます。下水道工事着手前には説明会を開催し、自己負担となる宅内排水設備改造工事に関して、水洗便所への改造資金を無利子で貸付する制度である「水洗便所改造等資金貸付制度」を周知し、水洗化を促進していますが、各戸の事情などにより未水洗化の家屋があり、平成30年度末の水洗化率は97.2%となっています。

取組内容

下水道供用開始後から1年経過した未水洗化の家屋に対して、土日、祝日において個別訪問などにより水洗便所改造等資金貸付制度の説明をする等、水洗化の普及促進に努めます。

取組方針② 持続可能な健全経営

a) 下水道使用料の検証・検討

【下水道課】

現状と課題

平成31年4月に下水道使用料の見直し(改定)を実施したことにより、経営状況の改善を図りました。本計画の中の投資・財政計画においても、10年間の財務状況はゆるやかに改善する見込みであることから、本計画の策定時点では、現行の使用料の維持を想定しています。

しかし、今後の施設の更新需要、人口や水需要の動向によっては、本計画期間内における見直しの必要が生じることがあります。

取組内容

今後の水需要や財務状況の検証を行い、適正な使用料水準の設定について検討していくとともに収納率向上にも努めます。

b) 投資の合理化

【下水道課】

現状と課題

下水道事業における主な投資は、管路施設と終末処理場・ポンプ場の整備です。しかし、これからは施設の老朽化や人口減少に対応するため、投資効果の検証を進め、経費を合理化していくことが必要となります。

取組内容

ストックマネジメント計画に基づき、点検調査を計画的に実施していくことで、効率的な改築事業を実施します。また、計画を定期的に見直し・変更することで長期的な改築コストの縮減に取り組みます。

c) 効率的な組織体制の整備

【企業総務課】

現状と課題

本市の下水道担当職員は、下水道整備が進んだことに伴い職員数が減少し、ピーク時の平成3,4年度の42人から平成30年度は27人まで減少しました。そのため職員の育成や技術の継承などが課題となっています。

また本市の下水道事業は、平成31年4月に公営企業としてガス・水道事業を実施している企業局と組織統合しました。そのことにより、経理・出納・人事管理などの共通事務に係る人員の増加を抑制する等効率的な組織体制の整備に努めました。

取組内容

老朽化が進む下水道施設を適切に維持管理し、今後増加していく施設の改築・更新需要に対応するとともに、厳しい経営環境において持続可能な健全経営を維持するために必要な職員配置を適正に行っていきます。また、良好な職場環境の確保に努めつつ、より効率的な組織体制についても検討します。

専門的な研修の取り組みとして、「職場内研修(OJT)」、「職場外研修(OFF-JT)」および「自己啓発」の中から、下水道事業者として求められる技能・知識を習得するべく、それぞれの利点を最も生かすことのできる効果的な手法を選択し積極的に取り組みます。

定員計画

指標名	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
職員数 (人)	27	29	30	30	30	30

指標名	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
職員数 (人)	30	30	30	30	30

成果指標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
新採・転入者研修受講率 (%)	—	100.0
実務研修受講率 (%)	—	100.0
接遇研修受講率 (%)	—	100.0

d) 民間資金・ノウハウの活用

【下水道課】【津田沼浄化センター】

現状と課題

平成30年度から、津田沼浄化センターなどについて包括的民間委託を始めました。運転管理から小修繕なども含めた内容であるため、費用の削減を図りました。

また、管路施設の維持管理についても包括的民間委託などが活用できるか検討しているところです。

しかし、維持管理の大部分を民間に委託すると、下水道事業者としての技術継承が難しいという課題があります。

取組内容

津田沼浄化センターなどについては、包括的民間委託を継続します。

また、管路施設の維持管理についても、PFI方式などによる民間の資金やノウハウの活用について、先進事例などを調査・研究します。

e) 健全経営の確保

【経理課】

現状と取組内容

これまでの本市の下水道事業においては、使用料の確保と経費の節減などに努めてきました。しかしながら、今後、有収水量の減少などによる利益の減少や建設投資の増加に伴う費用の増加が見込まれることから、引き続き経費の節減や経営の効率化などに努め、「持続可能な健全経営」が図れるよう事業経営を進めます。

成果指標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
経常収支比率 (%)	105	105以上
流動比率 (%)	—	100以上
企業債残高対事業規模比率 (%)	519.3	315.0以下

取組方針③ 下水道施設の機能維持

a) 施設の老朽化対策

【下水道課】

現状と課題

一部の管路施設においては老朽化が進み、これに起因した道路陥没や下水道管の詰まり等が発生しております。このことから定期的な清掃や点検を行い、管路施設の機能確保や劣化状況を把握することが必要となります。

また、津田沼浄化センターなどについては機能停止することができない重要施設ですが目標耐用年数を超える設備も多くあります。

このようなことから下水道施設全体で機能維持のための改築・更新にかかる費用が多くなることが課題となっています。

取組内容

平成30年4月にストックマネジメント計画を策定し、その計画に基づき令和元年度から管路施設の点検を継続的に行い、施設の劣化状況を適切にとらえていきます。

点検情報により優先度の高い管路から効率的・経済的な改築・更新を検討します。

また、津田沼浄化センターなどについてもストックマネジメント計画に基づき、計画的・経済的に改築・更新を実施します。

成果指標

指標名	基準値 (平成30年度)	目標値 (令和11年度)
腐食環境下(※)の 管路施設点検調査率(%)	0	100

※下水道法施行令第5条の12ならびに下水道法施行規則第4条の4の規定による

b) 施設の耐震対策

【下水道課】

現状と課題

耐震対策については、平成27年3月に策定した下水道総合地震対策計画に基づき、平成28年度から重要な幹線などの耐震診断を実施しました。

耐震診断により耐震性能が不足する管路については、今後耐震補強工事が必要となります。

取組内容

耐震性能が不足している管路のうち、優先度の高い緊急輸送路下に位置する汚水幹線管路から耐震補強工事を順次実施していきます。

c) 水質規制の指導・監督

【下水道課】

現状と課題

管路施設の保護および津田沼浄化センターなどの機能を確保するため、工場、飲食店などからの排水を下水道に排出する事業場に対し、除害施設などの設置や維持管理の指導、また、事業場からの排水について監視・指導を行っています。

取組内容

事業場からの排水について、引き続き除害施設などの設置や維持管理の指導、監視・指導などを行います。

また、有害物質や油脂類などの下水道への流入を防止するため、水質規制に関する知識の普及とPRを行います。

d) 災害時対応の強化、関係機関との相互協力

【企業総務課】【工務管理課】

現状と課題

災害時対応については、シナリオに基づく災害訓練を行っていますが、実際の災害が想定外であったときに対応が遅くなる可能性があります。また、関係機関との相互協力については、千葉県企業局などの他事業者や協力会社と連携した訓練を行っていないため、役割などの明確化が課題です。

災害・事故など緊急時における対応の根幹となる危機管理マニュアルについては、定期的な点検や見直しを行う必要があります。

取組内容

災害時対応の強化として、迅速な対応力・判断力・組織力の能力アップを図ることを目的とし、職員一人ひとりが個々の役割を認識し、災害対応能力の向上を目指します。

また、災害・事故など緊急時における対応の根幹となる危機管理マニュアルについて、定期的な点検に基づいて見直しを図るとともに、災害時の危機管理体制の充実を図ります。

災害の想定をさまざまな角度から行い、他事業者の災害訓練や事故事例などを参考にし、シナリオレス訓練を行います。また、協力会社と連携し、より実践的な訓練を実施します。

取組方針④ お客様サービスの向上

a) 下水道の情報発信と見える化

【下水道課】

現状と課題

下水道事業者による説明責任の徹底や、事業の推進について円滑な合意形成を図るためには、下水道の目的や役割、重要性、それらを踏まえた取り組み等、下水道の姿を市民に分かりやすく発信する等、対話や市民参加を進める必要があります。

取組内容

マンホールカードの作成・配布などを通じて今後も引き続き市民への広報に努め、下水道の見える化に向けて取り組んでいきます。

b) 広報紙の発行・インターネットの活用

【企業総務課】

現状と課題

広報紙およびインターネットなどを活用して広報・広聴活動を行うことにより、お客様の適切な下水道の使用を推進するとともに、企業局に対するお客様の満足度の向上を目指しています。

これまで、新聞折込を中心とした広報紙の配布、ホームページを中心とした広報活動を行っていますが、情報伝達手段が多様化する中で、より最適な手法による広報・広聴活動を実施することが必要です。

取組内容

広報紙の作成やインターネットによる即時性、双方向性を持った広報・広聴活動の実施を継続しつつ、新たな広報・広聴手法について調査・研究します。

c) 料金支払サービスの向上

【料金課】

現状と課題

料金の支払方法について、お客様がさまざまな支払方法の中から選択できるよう、新たな支払方法の調査を行い、お客様の利便性やサービス向上を目指しています。

キャッシュレス決済については、電子マネー・デビットカード・モバイルウォレット・クレジットカードが普及しており、令和元年10月1日から、経済産業省が消費者還元事業として9か月間、消費者への還元を国が一部負担する事業を開始しています。

本市においても、今後は、キャッシュレス決済への対応が求められますが、導入に伴うシステム改修費などのコスト増加が見込まれます。

取組内容

キャッシュレス決済については、導入費用や手数料を調査し費用対効果などを考慮した上で可能なものから実施し、順次、適用拡大を図ることによりお客様サービスの向上に努めます。

d) 高齢者へのサービス向上

【料金課】

現状と課題

高齢者の孤立感解消や異変の早期発見などに努め、更なる地域福祉への貢献とお客様サービスの向上を目指しています。

平成30年10月から、希望するお客様に対し、検針員が検針の際に声掛けを行い、検針票を手渡しする「検針時高齢者声かけサービス」を開始しました。より良いサービス提供のために、利用者の感想や意見の把握が必要です。

取組内容

今後も高齢者数の増加が予想されることから、関係部署などとの連携や広報紙による周知を実施する等、引続き、効果的な周知を図り、「検針時高齢者声かけサービス」利用者の拡大に努めます。

また、利用者の感想や意見を伺うために、利用者へのアンケート調査を実施します。

6. 将来に向けた検討事項

本計画期間においてはおおむね健全経営が維持できるものと想定しました。

一方で長期的な視点で事業経営を捉えた場合、将来の人口減少、節水意識の浸透や節水機器普及などの影響による有収水量の減少に伴う収益の減少、改築需要の増大などが課題となります。

その課題に対応するため、令和5年度までに30年から50年後のあるべき将来像を改めて検討するものとします。

その検討結果によっては経営戦略の見直しを行い、将来の課題に備えるものとします。

a) 組織・定員・建設投資などの検討

計画期間の10年間に限定することなく長期的な視点で捉え、人口減少や節水機器の普及などの影響による有収水量減少を考慮した上で、経済性を発揮し持続可能な健全経営を可能とするためのあるべき将来像を検討します。

その中で、民間のノウハウの活用を含めて、事務の効率化、適切な組織体制、それに伴う定員適正化および事業規模に見合った施設規模の適正化などを検討します。

b) 新庁舎建設の検討

現在の庁舎は昭和45年、49年、58年にそれぞれ竣工した建物であり、老朽化していることに加えバリアフリー化が進んでいません。また、本庁舎は災害対応の拠点となる施設ですが、応援事業者の受入れスペースがない等、狭あい化も課題となっています。

これらの課題に対応するため、新庁舎の建設について検討します。

一方で新庁舎建設は大きな建設投資となり、料金への影響も考慮が必要となります。下水道事業以外にガス事業、水道事業の3事業で負担する建設投資であることから、各会計の決算状況などを十分に勘案し検討します。

c) 広域化・共同化の検討

汚水処理施設などの事業運営については施設などの老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少に伴う使用料収入の減少など厳しい経営環境にあることから、令和4年度までに都道府県に対し汚水処理の「広域化・共同化計画」を策定するよう国から通知がありました。

このことを受け千葉県においては、県内市町村と検討体制を構築するため、平成30年8月3日に「千葉県汚水処理広域化・共同化検討会」を設立し、検討を始めました。

本市においては、老朽化が進む津田沼浄化センターについて、これまでと同様に維持管理していくためには多くの費用がかかることが予想されています。そのため今後の負担軽減を図るために広域化・共同化について検討をします。

7. 経営戦略の事後検証、改定などに関する事項

本経営戦略は、PDCA サイクルの考え方に基づき、検証します。

進捗管理（モニタリング）は毎年行います。また、計画期間が10年間であることから、目標数値などの見直し・改定（ローリング）は、3年から5年ごとに実施する予定です。

ただし、大きな要因変化（高額な建設投資内容の変更など）があった場合には、そのタイミングで見直し・改定することと致します。

※PDCA サイクルとは、業務を円滑に進める手法で①PLAN（計画）→②DO（実行）→③CHECK（確認）→④ACTION（改善）の4段階を行い繰り返すことによって、下水道事業を継続的に改善していきます。

- ① PLAN（計画）：経営戦略を策定します。
- ② DO（実行）：経営戦略に沿って下水道事業を実行します。
- ③ CHECK（確認）：下水道事業が経営戦略に沿っているかを確認します。
- ④ ACTION（改善）：下水道事業が経営戦略に沿っていない場合、改善します。

8. 用語解説

あ行

一般会計 (P19)

地方自治体の会計は、全体を網羅して通観できるよう、単一の会計で経理することが原則となっている（単一会計主義）。この原則に基づき、行政の一般的な収支を一つの会計で経理するものを一般会計という。

ただし、この例外として特定の事業（下水道事業、国民健康保険事業など）における会計は、個々の事業の運用状況を明確にするため、一般会計とは区分して経理していて、これを特別会計という。

一般会計(からの)繰入金 (P19)

下水道事業は雨水公費・汚水私費が原則で、雨水事業についてはその全額を一般会計から繰入れすることが総務省の基準により認められている。また、汚水事業についても、公共用水域の水質保全など、公的便益が大きく認められることを踏まえ、その一部に一般会計からの繰入金を充てることが認められている。このように国が定めた基準（一般会計繰出基準）に該当する繰入金は「基準内繰入金」、それ以外の繰入金は「基準外繰入金」という。

インフラストラクチャー（インフラ） (P6)

経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物

打切決算 (P16)

官庁会計の予算執行は、出納整理期間が2カ月間設けられていて、翌年度5月31日までの収入・支出を「決算額」として整理することとされている。一方、地方公営企業法を適用する前年度の会計は、3月31日をもって終了し、決算を行うこととされている。

これが、地方公営企業法適用前年に限り適用される「打切決算」の制度であり、平成30年度の習志野市公共下水道事業特別会計は、4月1日から3月31日までに、実際に現金の収入がされた額と、実際に現金を支払った額とをもって、決算としている。

汚水処理原価 (P18、19)

$$\text{汚水処理原価(円)} = \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}}$$

有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標

か行

管渠 (P10、12、13、14、18、20、34)

汚水や雨水を集めて終末処理場や放流先（河川や海）まで導くための管のこと

管渠改善率 (P20)

$$\text{管渠改善率(\%)} = \frac{\text{改善(更新・改良・修繕)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる

管渠老朽化率 (P20)

$$\text{管渠老朽化率 (\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$$

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示す

官庁会計 (P3、7、17)

地方公営企業法の非適用事業における会計方式で、資産、負債および資本の概念がなく、現金主義による単式簿記による経理方式

管路施設 (P8、25、26、33、35、37、38、39)

下水(汚水や雨水)を集めて終末処理場や、放流先へ運ぶまでの施設、設備の総称。

企業債 (P17、19、24、25、26、27、29、30、37)

地方公営企業が建設改良などの費用に充てるために国などから借りた資金

企業債残高対事業規模比率 (P17、37)

$$\text{企業債残高対事業規模比率 (\%)} = \frac{\text{企業債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標

基準外繰入金 (P29)

「一般会計(からの)繰入金」参照

基準内繰入金 (P29)

「一般会計(からの)繰入金」参照

キャッシュレス決済 (P41)

クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して、紙幣・硬貨といった現金を使わずに支払・受け取りを行う決済方法

経常収支比率 (P19、37)

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$

当該年度において、使用料収入や一般会計からの繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標。単年度の収支が黒字であることを示す 100%以上となっていることが必要

経費回収率 (P18、19)

$$\text{経費回収率 (\%)} = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$$

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標

当該指標は、使用料で回収すべき経費をすべて使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要

下水道総合地震対策計画 (P5、38)

重要な下水道施設に対して、防災・減災両面からの対策を総合的かつ効率的に行い、被害の最小化を図ることを目的とした計画。一般的に計画期間は5年とし、計画期間内で行う耐震化の方針、対象施設、対策方法、事業費などについて定めている

減価償却 (P20)

固定資産の取得に要した経年化に伴い減少した固定資産の価値の目減り分として、耐用年数に応じて毎年度費用化すること

減価償却費 (P24、28)

固定資産の資産価値減少分を耐用年数に応じて計算した費用で、老朽化した資産の更新事業費の財源となる

嫌気無酸素好気法 (P11)

窒素とリンの除去を目的とした排水処理方法

公営企業会計 (P3、7)

企業会計原則を用いている一般企業と同様に複式簿記および発生主義を採用した経理方式

公共用水域 (P3、19、32、33)

河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、これに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のこと

高度処理 (P7、33)

通常の処理では十分に取り除くことができない窒素やリンを除去するための処理

合流式(合流式下水道) (P10、11、13)

汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式で、古くから下水道事業を行っている都市で採用されていたが、最近では分流式が主流となっている

さ行

市街化区域 (P33)

既に市街化を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域

市街化調整区域 (P26、33)

市街化を抑制すべき区域

時間計画保全 (P26)

施設・設備の特性に応じてあらかじめ定めた周期(目標耐用年数など)により対策を行う管理方法

事業計画(区域) (P8、10、12、13)

公共下水道または流域下水道を設置しようとする際、あらかじめその管理者が事業計画をつくり、都道府県知事と協議することが必要であり、この事業計画に定められた区域を事業計画区域という

資金不足比率 (P16)

$$\text{資金不足比率(\%)} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業規模}} \times 100$$

<法適用>

$$\text{資金の不足額(円)} = (\text{流動負債} - \text{建設改良費など以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額}$$

<法非適用>

$$\text{資金の不足額(円)} = (\text{繰上充用額} + \text{支払繰延額} \cdot \text{事業繰越額} + \text{建設改良費など以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高}) - \text{解消可能資金不足額}$$

事業の規模(円) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

資金不足を料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを表す指標

施設利用率 (P18、19)

$$\text{施設利用率(\%)} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標

資本的収支(資本的収入、資本的支出) (P17、29、30)

営業活動以外の施設の建設などの資産の形成に伴う収入と支出のこと。下水道事業では主に、国庫補助金、企業債が資本的収入に、建設改良費、企業債償還金が資本的支出に該当する

資本費平準化債 (P30)

下水道事業は先行投資により施設を整備するため、その負担をすべきところを現在の使用者が負担することになり、世代間の公平性を欠くことになる。その対策として資本費(元金償還金)の一部を後年度に繰り延べるために発行する企業債のこと

収益的収支(収益的収入、収益的支出) (P16、17、28、30)

営業活動(維持管理等事業の運営活動)に伴う収入と支出のこと。下水道事業では主に、下水道使用料、一般会計繰入金収益が収益的収入に、維持管理費、減価償却費、企業債利息が収益的支出に該当する

収益的収支比率 (P16、17)

$$\text{収益的収支比率(\%)} = \frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}}$$

地方公営企業法非適用企業に用いる経営指標であり、使用料収入や一般会計からの繰入金などの総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標

純損益 (P24、25)

事業収益から事業費用を差し引いた額をいう。当該年度における経営活動の最終的な成果となる

純利益 (P24)

事業収益から事業費用を差し引いた額がプラスになったものをいう。議会の議決を経て、建設投資などの財源として積み立てることができる

状態監視保全 (P26)

施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法

除害施設 (P39)

事業者などが下水道に汚水を排除する場合、下水道の機能などに損傷を及ぼすおそれのある汚水は、あらかじめ事業者が、下水道への排水許容基準水質まで処理しなければならず、この処理施設のことをいう

水洗化率 (P18、19、34)

$$\text{水洗化率(\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標
当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加などの観点から100%となっていることが望ましい

ストックマネジメント (P5、26、35、38)

持続可能な下水道事業の実現を目的に、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること

損益勘定留保資金 (P29)

収益的収支における費用のうち現金支出を伴わない減価償却費、たな卸資産減耗費および固定資産除却費の合計額から長期前受金戻入相当額を差し引いた額で建設投資の財源として留保された資金

た行

単独公共下水道 (P8)

主として市街地における下水を排除または処理するために地方公共団体(主に市町村)が単独で管理する下水道で、終末処理場を有するもの

地方公営企業法 (P3、4)

地方公共団体が、公共の福祉増進のために経営する企業のうち、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、鉄道、電気、ガスおよび下水道などに係る事業について適用する法律

は行

バリアフリー (P42)

年齢、性別、職業、障がいの有無などに関わらず、誰もが自由に行動できるよう、社会生活におけるさまざまな障がいをなくそうという考え方

標準活性汚泥法 (P11、14)

全国的に多くの終末処理場で採用されている下水処理方式。種々の微生物が下水中の有機物を利用して繁殖し、フロックを形成したものを活性汚泥と呼ぶ。この活性汚泥と下水を有酸素下で混合すると、下水中の有機物が活性汚泥に取り込まれ、下水から有機物を除去することができる。活性汚泥と下水の混合液は沈殿池で固液分離し、上澄みは処理水として流出、沈殿物は下水汚泥として処理される

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) (P37)

公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う新しい手法

分流式(分流式下水道) (P10、11、12、13、14)

汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道。この場合、汚水だけが処理施設に流入することとなる

や行

有形固定資産 (P20)

長期にわたって使用するために所有している有形の資産

有形固定資産減価償却率 (P20)

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$$

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合いを示す

有収水量 (P6、16、19、23、37、42)

下水道使用料の賦課対象となる水量

ら行

流域関連公共下水道 (P8、12、14)

主として市街地における下水を排除または処理するために地方公共団体(主に市町村)が管理する下水道で、流域下水道に接続しているもの

流域下水道 (P8、12、14)

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠で構成されている。事業主体は原則として都道府県となる

流動比率 (P19、37)

$$\text{流動比率 (\%)} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

短期的な債務に対する支払能力を表す指標

当該指標は、1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金などがある状況を示す100%以上であることが必要

累積欠損金比率 (P19、28)

$$\text{累積欠損金比率 (\%)} = \frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金などでも補てんすることができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと)の状況を表す指標

当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる